

規格と許容値概要

【特定小電力機器 無線電話用 証明規則第2条第1項第8号】

試験項目	技術基準等
割当周波数又は指定周波数	(1) 421.8125 ~ 421.9125MHz (2) 440.2625 ~ 440.3625MHz (3) 422.2000 ~ 422.3000MHz (4) 421.5750 ~ 421.8000MHz (5) 440.0250 ~ 440.2500MHz (6) 422.0500 ~ 422.1875MHz C-ch (4) 421.8000MHz, (5) 440.2500MHz, (6) 422.1875MHz (7) 413.7000 ~ 414.14375MHz (8) 454.0500 ~ 454.19375MHz
チャンネルの数又は間隔	(1) 9 (2) 9 (3) 9 12.5kHz S-ch (4),(5) 18 (6) 11 12.5kHz (7) 72 (8) 24 6.25kHz インタリーブ
周波数の偏差 ($\times 10^{-6}$)	4
占有周波数帯幅	8.5kHz (基準 f 1.75kHz)
スプリアス発射の強度	1W超 : - 1W以下 : 2.5 μ W
空中線電力の偏差	指定値 : (1)~(6) 0.01W 以下 偏差 : +20% -50% 指定値 : (7),(8) 0.001W 以下 偏差 : +20% -50%
隣接チャンネル又は帯域外漏洩電力	-40dB (基準 f 1.5kHz)以下
送受信装置以外その他の装置	キャリアセンス(1)~(6)、時制(1)~(6)、混信防止機能 (7)、(8) 混信防止機能
その他	(1),(2),(4),(5),(7),(8)同報、複信又は半複信 (3),(6)単向、単信又は同報